大阪府条例第　　　号

大阪府指定障害児通所支援事業者の指定並びに指定通所支援の事業

等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正

する条例

（大阪府指定障害児通所支援事業者の指定並びに指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第一条　大阪府指定障害児通所支援事業者の指定並びに指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年大阪府条例第百四号）の一部を次のように改正する。

　　次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

|  |  |
| --- | --- |
| 改正後 | 改正前 |
|  |  |
| 第四十七条　削除  （準用）  第五十五条の九　第五条、第八条及び第四節（第十二条、第二十四条第一項及び第四項、第二十五条、第二十六条第一項、第三十二条、第三十四条並びに第五十二条第二項を除く。）の規定は、基準該当児童発達支援の事業について準用する。 | （懲戒に係る権限の濫用の禁止）  第四十七条　指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。）の長たる指定児童発達支援事業所の管理者は、障害児に対し法第四十七条第一項本文の規定により親権を行う場合であって懲戒するとき、又は同条第三項の規定により懲戒に関しその障害児の福祉のために必要な措置を行うときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。  （準用）  第五十五条の九　第五条、第八条及び第四節（第十二条、第二十四条第一項及び第四項、第二十五条、第二十六条第一項、第三十二条、第三十四条、第四十七条並びに第五十二条第二項を除く。）の規定は、基準該当児童発達支援の事業について準用する。 |
|  |  |

第二条　大阪府指定障害児通所支援事業者の指定並びに指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

　　次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

|  |  |
| --- | --- |
| 改正後 | 改正前 |
|  |  |
| （従業者の員数）  第六条　（略）  ２―８　（略）  ９　第一項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成二十六年厚生労働省令第六十一号）第一条第二項に規定する家庭的保育事業所等（居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。）をいう。以下同じ。）に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定児童発達支援事業所に通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これらの児童への保育に併せて従事させることができる。  第七条　（略）  ２―８　（略）  ９　前項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定児童発達支援事業所に通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これらの児童への保育に併せて従事させることができる。  第四十一条　（略）  （安全計画の策定等）  第四十一条の二　指定児童発達支援事業者は、障害児の安全の確保を図るため、指定児童発達支援事業所ごとに、当該指定児童発達支援事業所の設備の安全点検、従業者、障害児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた指定児童発達支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、従業者の研修及び訓練その他指定児童発達支援事業所における安全に関する事項についての計画（以下「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。  ２　指定児童発達支援事業者は、従業者に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。  ３　指定児童発達支援事業者は、障害児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。  ４　指定児童発達支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。  （自動車を運行する場合の所在の確認）  第四十一条の三　指定児童発達支援事業者は、障害児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の障害児の移動のために自動車を運行するときは、障害児の乗車及び降車の際に、点呼その他の障害児の所在を確実に把握することができる方法により、障害児の所在を確認しなければならない。  ２　指定児童発達支援事業者は、障害児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に障害児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の障害児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（障害児の降車の際に限る。）を行わなければならない。  （従業者の員数）  第五十五条の六　（略）  ２　（略）  ３　第一項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型　認定こども園に入園している児童と基準該当児童発達支援事業所に通所している障害児を　交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これらの児童への保育に併せて従事させることができる。  （従業者の員数）  第五十七条　（略）  ２・３　（略）  ４　前項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定医療型児童発達支援事業所に通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これらの児童への保育に併せて従事させることができる。  （準用）  第七十二条の十四　第十三条から第二十三条まで、第二十五条、第二十六条、第二十七条（第四項及び第五項を除く。）、第二十八条から第三十一条まで、第三十三条、第三十五条から第三十七条まで、第三十九条、第三十九条の二、第四十一条の二、第四十一条の三第一項、第四十二条から第四十六条まで、第四十八条、第五十条、第五十一条、第五十二条第一項、第五十三条から第五十五条まで及び第六十四条の二の規定は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第十三条第一項中「第三十八条」とあるのは「第七十二条の十三」と、第十七条中「いう。第三十八条第七号及び第五十二条第二項において同じ」とあるのは「いう」と、第二十三条第二項中「次条」とあるのは「第七十二条の十二」と、第二十六条第二項中「第二十四条第二項」とあるのは「第七十二条の十二第二項」と、第二十七条第一項、第二十八条及び第五十五条第二項第二号中「児童発達支援計画」とあるのは「居宅訪問型児童発達支援計画」と読み替えるものとする。  （準用）  第七十七条　第十三条から第二十三条まで、第二十五条、第二十六条、第二十七条（第四項及び第五項を除く。）、第二十八条から第三十一条まで、第三十三条、第三十五条から第三十七条まで、第三十九条、第三十九条の二、第四十一条の二、第四十一条の三第一項、第四十二条、第四十四条から第四十六条まで、第四十八条、第五十条、第五十一条、第五十二条第一項、第五十三条から第五十五条まで、第六十四条の二及び第七十二条の十一から第七十二条の十三までの規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。この場合において、第十三条第一項中「第三十八条」とあるのは「第七十七条において準用する第七十二条の十三」と、第十七条中「いう。第三十八条第七号及び第五十二条第二項において同じ」とあるのは「いう」と、第二十三条第二項中「次条」とあるのは「第七十七条において準用する第七十二条の十二」と、第二十六条第二項中「第二十四条第二項」とあるのは「第七十七条において準用する第七十二条の十二第二項」と、第二十七条第一項及び第二十八条中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と、第四十四条第一項中「従業者の勤務の体制、前条の医療機関の名称等」とあるのは「従業者の勤務の体制」と、第五十五条第二項第二号中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と読み替えるものとする。 | （従業者の員数）  第六条　（略）  ２―８　（略）  第七条　（略）  ２―８　（略）  第四十一条　（略）  （従業者の員数）  第五十五条の六　（略）  ２　（略）  （従業者の員数）  第五十七条　（略）  ２・３　（略）  （準用）  第七十二条の十四　第十三条から第二十三条まで、第二十五条、第二十六条、第二十七条（第四項及び第五項を除く。）、第二十八条から第三十一条まで、第三十三条、第三十五条から第三十七条まで、第三十九条、第三十九条の二、第四十二条から第四十六条まで、第四十八条、第五十条、第五十一条、第五十二条第一項、第五十三条から第五十五条まで及び第六十四条の二の規定は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第十三条第一項中「第三十八条」とあるのは「第七十二条の十三」と、第十七条中「いう。第三十八条第七号及び第五十二条第二項において同じ。」とあるのは「いう。」と、第二十三条第二項中「次条」とあるのは「第七十二条の十二」と、第二十六条第二項中「第二十四条第二項」とあるのは「第七十二条の十二第二項」と、第二十七条第一項、第二十八条及び第五十五条第二項第二号中「児童発達支援計画」とあるのは「居宅訪問型児童発達支援計画」と読み替えるものとする。  （準用）  第七十七条　第十三条から第二十三条まで、第二十五条、第二十六条、第二十七条（第四項及び第五項を除く。）、第二十八条から第三十一条まで、第三十三条、第三十五条から第三十七条まで、第三十九条、第三十九条の二、第四十二条、第四十四条から第四十六条まで、第四十八条、第五十条、第五十一条、第五十二条第一項、第五十三条から第五十五条まで、第六十四条の二及び第七十二条の十一から第七十二条の十三までの規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。この場合において、第十三条第一項中「第三十八条」とあるのは「第七十七条において準用する第七十二条の十三」と、第十七条中「いう。第三十八条第七号及び第五十二条第二項において同じ」とあるのは「いう」と、第二十三条第二項中「次条」とあるのは「第七十七条において準用する第七十二条の十二」と、第二十六条第二項中「第二十四条第二項」とあるのは「第七十七条において準用する第七十二条の十二第二項」と、第二十七条第一項及び第二十八条中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と、第四十四条第一項中「従業者の勤務の体制、前条の医療機関の名称等」とあるのは「従業者の勤務の体制」と、第五十五条第二項第二号中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と読み替えるものとする。 |
|  |  |

（大阪府指定障害児入所施設の指定並びに指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第三条　大阪府指定障害児入所施設の指定並びに指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年大阪府条例第百五号）の一部を次のように改正する。

　　次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

|  |  |
| --- | --- |
| 改正後 | 改正前 |
|  |  |
| 第四十五条　削除 | （懲戒に係る権限の濫用の禁止）  第四十五条　指定福祉型障害児入所施設の長たる指定福祉型障害児入所施設の管理者は、障害児に対し法第四十七条第一項本文の規定により親権を行う場合であって懲戒するとき、又は同条第三項の規定により懲戒に関しその障害児の福祉のために必要な措置を行うときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。 |
|  |  |

第四条　大阪府指定障害児入所施設の指定並びに指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

　　次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

|  |  |
| --- | --- |
| 改正後 | 改正前 |
|  |  |
| 第三十九条　（略）  （安全計画の策定等）  第三十九条の二　指定福祉型障害児入所施設は、障害児の安全の確保を図るため、当該指定福祉型障害児入所施設の設備の安全点検、従業者、障害児等に対する施設外での活動、取組等を含めた指定福祉型障害児入所施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、従業者の研修及び訓練その他指定福祉型障害児入所施設における安全に関する事項についての計画（以下「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。  ２　指定福祉型障害児入所施設は、従業者に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。  ３　指定福祉型障害児入所施設は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。  （自動車を運行する場合の所在の確認）  第三十九条の三　指定福祉型障害児入所施設は、障害児の施設外での活動、取組等のための移動その他の障害児の移動のために自動車を運行するときは、障害児の乗車及び降車の際に、点呼その他の障害児の所在を確実に把握することができる方法により、障害児の所在を確認しなければならない。 | 第三十九条　（略） |
|  |  |

（大阪府認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第五条　大阪府認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営に関する基準を定める条例（平成十八年大阪府条例第八十八号）の一部を次のように改正する。

　　次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

|  |  |
| --- | --- |
| 改正後 | 改正前 |
|  |  |
| 目次  　第一章・第二章　（略）  　第三章　幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準（第二十六条―第五十三条）  　附則  第五十条　（略）  第五十一条―第五十三条　（略） | 目次  　第一章・第二章　（略）  　第三章　幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準（第二十六条―第五十四条）  　附則  第五十条　（略）  （懲戒に係る権限の濫用の禁止）  第五十一条　園長は、児童福祉法第四十七条第三項の規定により懲戒に関し園児の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。  第五十二条―第五十四条　（略） |
|  |  |

第六条　大阪府認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

　　次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

|  |  |
| --- | --- |
| 改正後 | 改正前 |
|  |  |
| （教育及び保育に従事する者の数）  第四条　幼保連携型認定こども園以外の認定こども園（以下この章及び附則第三項から附則第七項までにおいて「認定こども園」という。）には、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める数の教育及び保育に直接従事する者を置かなければならない。   |  | | --- | | （略） |   ２・３　（略）  （子どもの健康及び安全の確保等）  第二十二条　（略）  ２　認定こども園は、子どもの通園、園外における学習のための移動その他の子どもの移動のために自動車を運行するときは、子どもの乗車及び降車の際に、点呼その他の子どもの所在を確実に把握することができる方法により、子どもの所在を確認しなければならない。  ３　認定こども園は、通園を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に子どもの見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の子どもの見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（子どもの降車の際に限る。）を行わなければならない。  （虐待等の禁止）  第二十二条の二　認定こども園の職員は、園児に対し、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十三条の十各号に掲げる行為その他当該園児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。  （職員）  第三十二条　（略）  １・２　（略）  ３　（略）   |  | | --- | | （略） |   　備考  　　１　この表に定める員数は、副園長（幼稚園の教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）第四条第二項に規定する普通免許状をいう。以下同じ。）を有し、かつ、児童福祉法第十八条の十八第一項（国家戦略特別区域法第十二条の五第八項において準用する場合を含む。）の登録（以下備考１において「登録」という。）を受けたものに限る。）、教頭（幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、登録を受けたものに限る。）、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭又は講師であって、園児の教育及び保育に直接従事する者の数をいう。  　　２―４　（略）  ４―７　（略）  （他の学校又は社会福祉施設の職員を兼ねるときの職員の基準）  第三十三条　幼保連携型認定こども園は、その運営上必要と認められる場合は、当該幼保連携型認定こども園の職員の一部を他の学校（教育基本法（平成十八年法律第百二十号）第六条第一項に規定する法律に定める学校をいう。以下同じ。）又は社会福祉施設（社会福祉法第六十二条第一項に規定する社会福祉施設をいう。以下同じ。）の職員に兼ねることができる。  ２　前項の規定は、園児の保育に直接従事する職員については、適用しない。ただし、他の社会福祉施設の職員に兼ねる場合であって、その行う保育に支障がない場合は、この限りでない。  （他の学校、社会福祉施設等の設備を兼ねるときの設備の基準）  第三十七条　幼保連携型認定こども園は、その運営上必要と認められる場合は、当該幼保連携型認定こども園の設備の一部を他の学校、社会福祉施設等の設備に兼ねることができる。  ２　前項の規定は、乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所については、適用しない。ただし、他の社会福祉施設の設備に兼ねる場合であって、その行う保育に支障がない場合は、この限りでない。  （園児の健康及び安全の確保等）  第四十八条　（略）  ２　幼保連携型認定こども園は、感染症又は非常災害の発生時において、園児の教育及び保育の継続的な実施並びに非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。  ３　幼保連携型認定こども園は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。  ４　幼保連携型認定こども園は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。  　　　附　則  １―５　（略）  ６　第六条第一項の規定により置かなければならない保育士の資格を有する者については、当分の間、一人に限って、当該認定こども園に勤務する保健師、看護師又は准看護師（以下「看護師等」という。）をもって代えることができる。ただし、満一歳未満の子どもの数が四人未満である認定こども園については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該認定こども園の保育士の資格を有する者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。  ７　（略）   |  |  |  | | --- | --- | --- | | （略） | （略） | （略） | | 附則第五項 | （略） | （略） | | 附則第六項 | 第六条第一項の規定により認定こども園に置かなければならない保育士の資格を有する者 | 看護師等 |   ８―10　（略）  11　第三十二条第三項の表備考１に規定する者については、当分の間、一人に限って、当該幼保連携型認定こども園に勤務する看護師等をもって代えることができる。ただし、満一歳未満の園児の数が四人未満である幼保連携型認定こども園については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって第三十二条第三項の表備考１に規定する者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。  12　前項の場合において、当該看護師等は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。  13　附則第九項から前項までの規定により第三十二条第三項の表備考１に規定する者を小学校教諭若しくは養護教諭、知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者又は看護師等をもって代える場合においては、当該小学校教諭、養護教諭、知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者並びに看護師等の総数は、同項の規定により置かなければならない職員の数の三分の一を超えてはならない。 | （教育及び保育に従事する者の数）  第四条　幼保連携型認定こども園以外の認定こども園（以下この章及び附則第三項から附則第六項までにおいて「認定こども園」という。）には、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める数の教育及び保育に直接従事する者を置かなければならない。   |  | | --- | | （略） |   ２・３　（略）  （子どもの健康及び安全の確保）  第二十二条　（略）  （職員）  第三十二条　（略）  １・２　（略）  ３　（略）   |  | | --- | | （略） |   　備考  　　１　この表に定める員数は、副園長（幼稚園の教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）第四条第二項に規定する普通免許状をいう。以下同じ。）を有し、かつ、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第十八条の十八第一項（国家戦略特別区域法第十二条の五第八項において準用する場合を含む。）の登録（以下備考１において「登録」という。）を受けたものに限る。）、教頭（幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、登録を受けたものに限る。）、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭又は講師であって、園児の教育及び保育に直接従事する者の数をいう。  　　２―４　（略）  ４―７　（略）  （他の学校又は社会福祉施設の職員を兼ねるときの職員の基準）  第三十三条　幼保連携型認定こども園は、その運営上必要と認められる場合は、当該幼保連携型認定こども園の職員の一部を他の学校（教育基本法（平成十八年法律第百二十号）第六条第一項に規定する法律に定める学校をいう。以下同じ。）又は社会福祉施設（社会福祉法第六十二条第一項に規定する社会福祉施設をいう。以下同じ。）の職員に兼ねることができる。ただし、園児の保育に直接従事する職員については、この限りでない。  （他の学校、社会福祉施設等の設備を兼ねるときの設備の基準）  第三十七条　幼保連携型認定こども園は、その運営上必要と認められる場合は、当該幼保連携型認定こども園の設備の一部を他の学校、社会福祉施設等の設備に兼ねることができる。ただし、乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所については、この限りでない。  （園児の健康及び安全の確保）  第四十八条　（略）  　　　附　則  １―５　（略）  ６　（略）   |  |  |  | | --- | --- | --- | | （略） | （略） | （略） | | 附則第五項 | （略） | （略） | |  |  |  |   ７―９　（略）  10　前二項の規定により第三十二条第三項の表備考１に規定する者を小学校教諭若しくは養護教諭又は知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者をもって代える場合においては、当該小学校教諭若しくは養護教諭並びに知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者の総数は、同項の規定により置かなければならない職員の数の三分の一を超えてはならない。 |
|  |  |

（大阪府児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第七条　大阪府児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年大阪府条例第百三号）の一部を次のように改正する。

　　次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

|  |  |
| --- | --- |
| 改正後 | 改正前 |
|  |  |
| 第十三条　削除 | （懲戒に係る権限の濫用の禁止）  第十三条　児童福祉施設の長は、入所している児童に対し法第四十七条第一項本文の規定により親権を行う場合であって懲戒するとき又は同条第三項の規定により懲戒に関しその児童の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。 |
|  |  |

第八条　大阪府児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

　　次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

|  |  |
| --- | --- |
| 改正後 | 改正前 |
|  |  |
| （非常災害対策）  第七条　児童福祉施設（障害児入所施設及び児童発達支援センター（次条、第十三条の二及び第十四条第三項において「障害児入所施設等」という。）を除く。第十三条及び第十四条第二項において同じ。）は、非常災害に備え、消火器等の消火用具、非常口その他の災害対策に必要な設備を設けるとともに、災害対策に関する具体的な計画を作成し、これに対する不断の注意を払い、及び訓練を行うように努めなければならない。  ２　（略）  第七条の二　（略）  （安全計画の策定等）  第七条の三　児童福祉施設（助産施設、児童遊園及び児童家庭支援センターを除く。以下この条及び次条において同じ。）は、児童の安全の確保を図るため、当該児童福祉施設の設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた児童福祉施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他児童福祉施設における安全に関する事項についての計画（以下「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。  ２　児童福祉施設は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。  ３　保育所及び児童発達支援センターは、児童の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。  ４　児童福祉施設は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。  （自動車を運行する場合の所在の確認）  第七条の四　児童福祉施設は、児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認しなければならない。  ２　保育所及び児童発達支援センターは、児童の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に児童の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（児童の降車の際に限る。）を行わなければならない。  （他の社会福祉施設を併せて設置する場合の設備及び職員の基準）  第十条　児童福祉施設と他の社会福祉施設（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第六十二条第一項に規定する社会福祉施設をいう。以下同じ。）とを併せて設置する場合は、必要に応じ当該児童福祉施設の設備及び職員の一部は、併せて設置する社会福祉施設の設備及び職員を兼ねることができる。  ２　前項の規定は、入所している者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所している者の保護に直接従事する職員については、適用しない。ただし、保育所の設備及び職員については、その行う保育に支障がない場合は、この限りでない。  （業務継続計画の策定等）  第十三条　児童福祉施設は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供の継続的な実施及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。  ２　児童福祉施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。  ３　児童福祉施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。  第十三条の二　（略）  （衛生管理等）  第十四条　（略）  ２　児童福祉施設は、当該児童福祉施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。  ３―６　（略）  （職員）  第八十二条　（略）  ２―10　（略）  11　第十条第二項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成二十六年厚生労働省令第六十一号）第一条第二項に規定する家庭的保育事業所等（居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。）をいう。第八十八条第二項において同じ。）に入所し、又は幼保連携型認定子ども園に入園している児童と福祉型児童発達支援センターに通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する職員については、これらの児童への保育に併せて従事させることができる。  （職員）  第八十八条　（略）  ２　第十条第二項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と医療型児童発達支援センターに通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する職員については、これらの児童への保育に併せて従事させることができる。  　　　附　則  １―７　（略）  ８　第四十七条第二項の保育士の数については、当分の間、当該保育所に勤務する保健師、看護師又は准看護師（以下「看護師等」という。）を、一人に限って、保育士とみなすことができる。ただし、乳児の数が四人未満である保育所については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該保育所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。  ９―20　（略） | （非常災害対策）  第七条　児童福祉施設（障害児入所施設及び児童発達支援センター（次条、第十三条の二及び第十四条第三項において「障害児入所施設等」という。）を除く。第十四条第二項において同じ。）は、非常災害に備え、消火器等の消火用具、非常口その他の災害対策に必要な設備を設けるとともに、災害対策に関する具体的な計画を作成し、これに対する不断の注意を払い、及び訓練を行うように努めなければならない。  ２　（略）  第七条の二　（略）  （他の社会福祉施設を併せて設置する場合の設備及び職員の基準）  第十条　児童福祉施設と他の社会福祉施設（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第六十二条第一項に規定する社会福祉施設をいう。以下同じ。）とを併せて設置する場合は、必要に応じ当該児童福祉施設の設備及び職員の一部は、併せて設置する社会福祉施設の設備及び職員を兼ねることができる。ただし、入所している者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所している者の保護に直接従事する職員については、この限りでない。  第十三条　削除  （業務継続計画の策定等）  第十三条の二　（略）  （衛生管理等）  第十四条　（略）  ２　児童福祉施設は、当該児童福祉施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。  ３―６　（略）  （職員）  第八十二条　（略）  ２―10　（略）  （職員）  第八十八条　（略）  　　　附　則  １―７　（略）  ８　乳児四人以上を入所させる保育所に係る第四十七条第二項の保育士の数については、当分の間、当該保育所に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、一人に限って、保育士とみなすことができる。  ９―20　（略） |
|  |  |

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和五年四月一日から施行する。ただし、第一条、第三条、第五条及び第七条の規定は、公布の日から施行する。

（安全計画の策定等に係る経過措置）

２　この条例の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、第二条の規定による改正後の大阪府指定障害児通所支援事業者の指定並びに指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新指定通所支援条例」という。）第四十一条の二（新指定通所支援条例第五十五条の五、第五十五条の九、第六十五条、第七十二条、第七十二条の二、第七十二条の六、第七十二条の十四及び第七十七条において準用する場合を含む。）、第四条の規定による改正後の大阪府指定障害児入所施設の指定並びに指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新指定入所施設条例」という。）第三十九条の二（新指定入所施設条例第五十九条において準用する場合を含む。）及び第八条の規定による改正後の大阪府児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新設備運営条例」という。）第七条の三（保育所に係るものを除く。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。

（自動車を運行する場合の所在の確認に係る経過措置）

３　新指定通所支援条例第四十一条の三第二項（新指定通所支援条例第五十五条の五、第五十五条の九、第六十五条、第七十二条、第七十二条の二及び第七十二条の六において準用する場合を含む。）の規定の適用については、指定児童発達支援事業者において障害児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の障害児の見落としを防止する装置（以下この項において「ブザー等」という。）を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和六年三月三十一日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、障害児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する指定児童発達支援事業者は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて障害児の所在の確認を行わなければならない。

４　前項の規定は、第六条の規定による改正後の大阪府認定こども園の要件並びに設備及び運営に関する基準を定める条例第二十二条第三項の規定の適用について準用する。この場合において、前項中「指定児童発達支援事業者」とあるのは「認定こども園」と、「障害児」とあるのは「子ども」と、「同項」とあるのは「第六条の規定による改正後の大阪府認定こども園の要件並びに設備及び運営に関する基準を定める条例第二十二条第三項」と読み替えるものとする。

５　附則第三項の規定は、新設備運営条例第七条の四第二項の規定の適用について準用する。この場合において、附則第三項中「指定児童発達支援事業者」とあるのは「保育所及び児童発達支援センター」と、「障害児」とあるのは「児童」と、「同項」とあるのは「新設備運営条例第七条の四第二項」と読み替えるものとする。